

看護師養成所授業料等条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年10月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第70号

看護師養成所授業料等条例施行規則の一部を改正する規則

看護師養成所授業料等条例施行規則（昭和44年岩手県規則第54号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(授業料等の減免)</p> <p>第3条の2 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p><u>3 条例第8条第1項第2号の規則で定めるものは、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）及びそのまん延防止のための措置の影響とする。</u></p> <p><u>4 条例第8条第1項第2号に規定する修学が困難で特に必要があると認められる者は、入学選考料の減免にあっては減免を受けようとする者及びその生計を維持する者の収入が授業料等減免対象者の認定を受ける者に準ずる程度まで減少した者とし、寄宿舎料の減免にあっては授業料等減免対象者の認定を受けた者とする。</u></p> <p>(減免の額)</p> <p>第4条 授業料、入学選考料、入学金又は寄宿舎料（以下「授業料等」という。）の減免（条例第7条又は第8条第1項の規定に基づくものに限る。以下同じ。）の額は、次の各号に掲げる授業料等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) <u>授業料（前条第4項に該当することとなった者に係るものを除く。）</u> その月額の一部</p> <p>(2) 入学選考料 その全額</p> <p>(3) <u>入学金（前条第4項に該当することとなった者に係るものを除く。）</u> その全額</p> <p>(4) [略]</p> <p>(減免の申請)</p> <p>第5条 授業料等の減免を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別に定める様式による授業料減免申請書、入学選考料減免申請書、入学金減免申請書又は寄宿舎料減免申請書（以下「申請書」という。）に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類その他知事が必要と認める書類を添えて、知事が別に定める期限までに当該申請者の在学する条例第1条に規定する看護師養成所の長（入学選</p>	<p>(授業料等の減免)</p> <p>第3条の2 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(減免の額)</p> <p>第4条 授業料、入学選考料、入学金又は寄宿舎料（以下「授業料等」という。）の減免（条例第7条又は第8条第1項の規定に基づくものに限る。以下同じ。）の額は、次の各号に掲げる授業料等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 授業料 その月額の一部</p> <p>(2) 入学選考料<u>及び入学金</u> その全額</p> <p>(3) [略]</p> <p>(減免の申請)</p> <p>第5条 授業料等の減免を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別に定める様式による授業料減免申請書、入学選考料減免申請書、入学金減免申請書又は寄宿舎料減免申請書（以下「申請書」という。）に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類その他知事が必要と認める書類を添えて、知事が別に定める期限までに当該申請者の在学する条例第1条に規定する看護師養成所の長（入学選</p>

<p>考料の減免の申請にあつては、申請者が入学を志望する看護師養成所の長。以下「学院長」という。）を経由して知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p><u>(3) 条例第8条第1項第2号に掲げる者に該当する者として同項の規定に基づく授業料等（入学選考料又は寄宿舎料に限る。）の減免を受けようとする場合 第3条の2第4項に該当することを証する書類</u></p> <p>2 [略]</p>	<p>考料の減免の申請にあつては、申請者が入学を志望する看護師養成所の長。以下「学院長」という。）を経由して知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>2 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。